

令和3年第1回区議会定例会追加提出議案

第1 条例

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保険料率及び賦課割合を改める。

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の7.14 → <u>100分の7.13</u>	100分の2.29 → <u>100分の2.41</u>	100分の1.59 → <u>100分の2.01</u>
均等割	39,900円 → <u>38,800円</u>	12,900円 → <u>13,200円</u>	15,600円 → <u>17,000円</u>
賦課割合 (所得割：均等割)	64：36 → <u>65：35</u>	64：36 → <u>65：35</u>	57：43 → <u>59：41</u>

イ 下記(3)ア及びイの政令により国民健康保険法施行令が改正され、保険料の減額賦課の軽減判定において給与所得控除等の基礎控除への振替による影響が生じないように軽減所得基準に係る改正を行うとともに、保険料の所得割額の算定において低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除する規定の整備を行う。

ウ 下記(3)ウの法律により新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、条例で引用する新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除されたことに伴う規定の整備を行う。

エ 延滞金の割合の特例を定める用語の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア、イ及びエ 令和3年4月1日

イ 上記(1)ウ 公布の日

(3) 参考

ア 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）

公布 令和2年9月4日 施行 令和3年1月1日

イ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）

公布 令和2年12月24日 施行 令和3年1月1日

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）

公布 令和3年2月3日 施行 令和3年2月13日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206